

# 歳入確保WG・歳出改革WGの検討状況

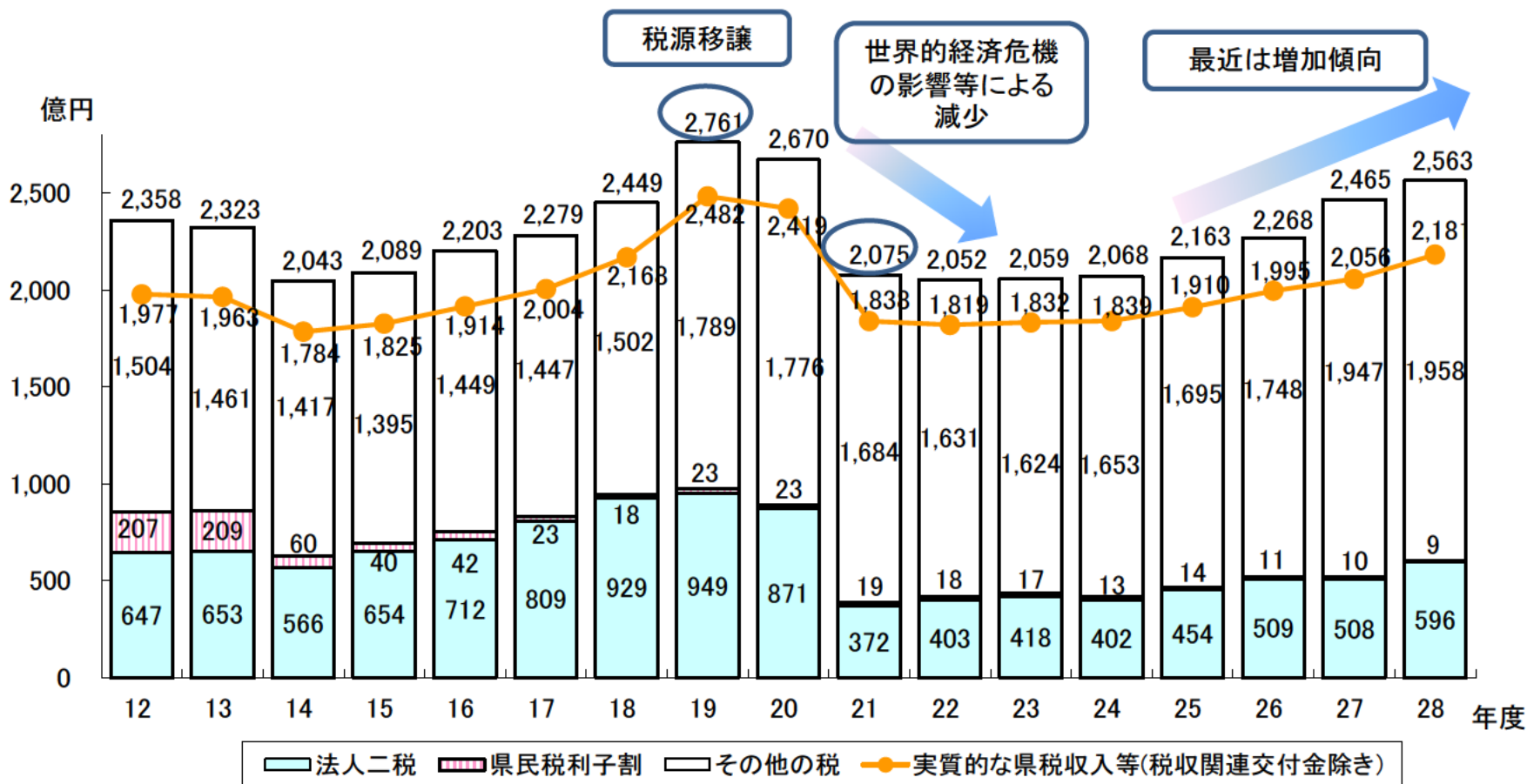
総務部財政課

平成28年6月

本資料は、行革本部員会議に報告するため、WGにおける検討状況を財政課においてとりまとめたものです。WGとしての検討については、今後、「中間とりまとめ」や「最終とりまとめ」において整理される予定です。

# 県税収入の推移

平成19年度から、三位一体の改革による税源移譲に伴い、県税収入は、大幅に増加。平成21年度からは、米国発の世界的経済危機による景気の悪化に加え、地方法人特別税が創設されたこともあり、大幅に減少。最近は、国・地方の経済政策効果や円安進行により法人業績が回復してきたことに加え、地方消費税及び法人事業税の税率引き上げもあり、増加傾向。

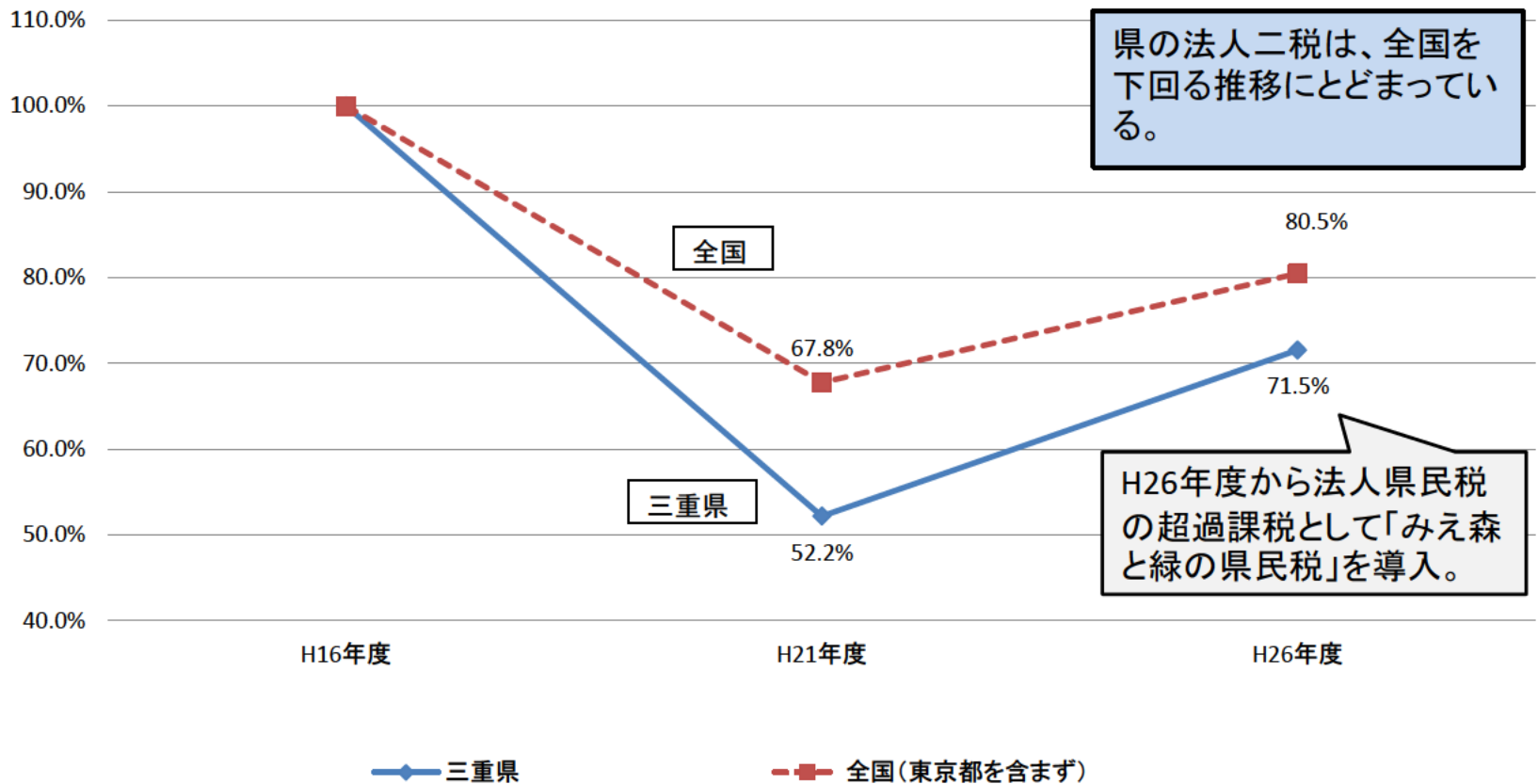


(注) 普通会計決算ベース(平成28年度は1号補正後予算額、平成27年度は最終予算額)

# 法人二税の推移

本県の法人二税の増加率は、全国(東京都を除く)と比較すると小さくなっている。

平成16年度を100とした場合の法人二税の推移



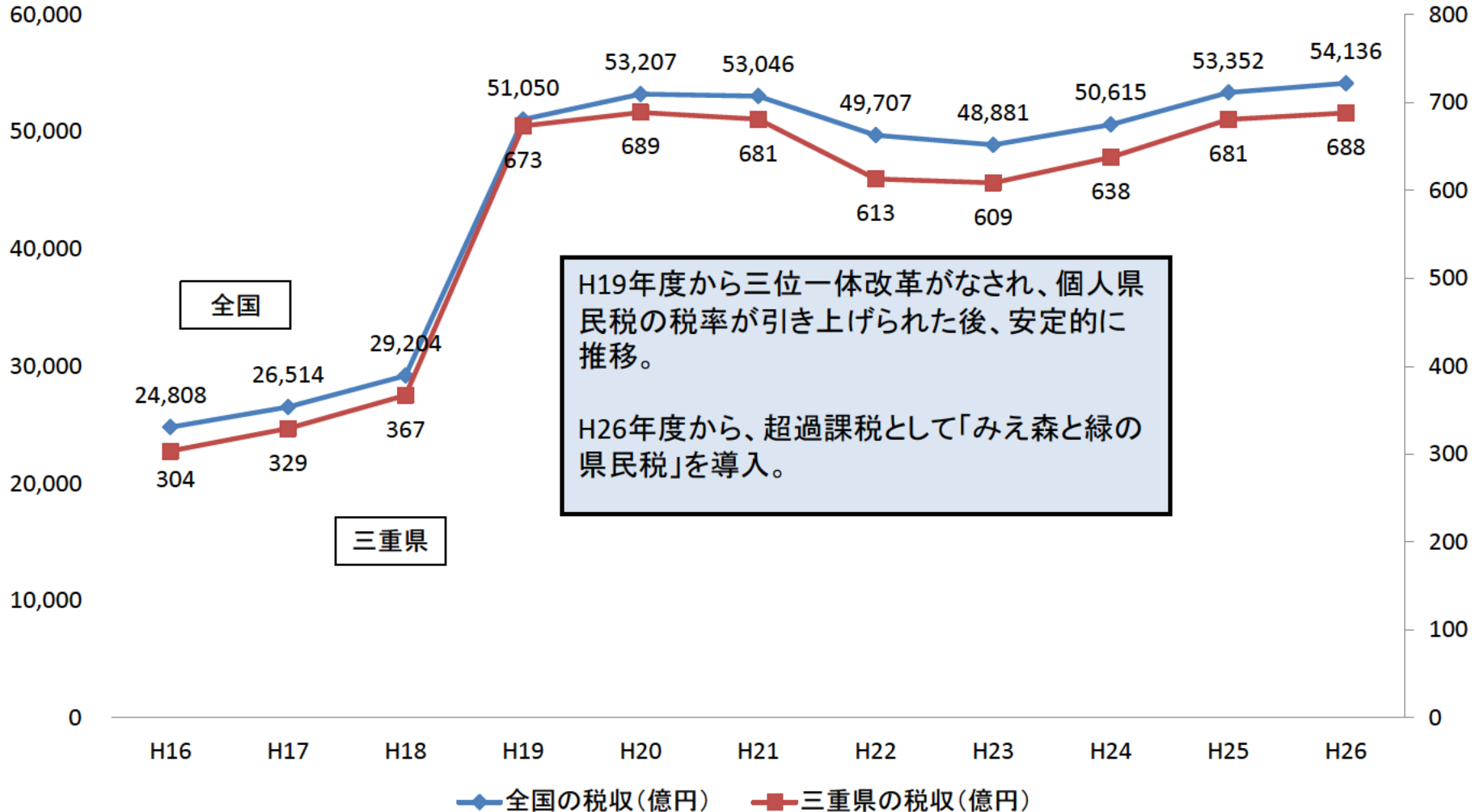
※都道府県財政指数表(総務省作成)を基に、財政課で作成。

# 個人県民税の推移

個人県民税は、法人二税と比べ、税収の変動が比較的少ない安定的な税である。

全国

三重県



# 県税の徴収率について

徴収率については、個人県民税の徴収率が相対的に低い状況である。

## ■ 県税徴収率の推移

項目/年度	H22	H23	H24	H25	H26
県税計	96.5%	96.7%	97.0%	97.3%	97.9%
個人県民税	91.1%	91.5%	92.1%	93.2%	94.4%
その他の税	99.1%	99.1%	99.3%	99.3%	99.5%

(現年課税分と滞納繰越分の合計)

## ■ 個人県民税の徴収対策

- ・個人住民税の特別徴収義務者の指定の徹底を行い、特別徴収の割合がH 27実績で87.85%(全国2位)まで上昇。
- ・個人県民税の徴収率については、例えば、普通徴収の特別徴収への切り替えについて、県と市町が連携を図り、取り組んでいくことが重要。

## ■ 納税環境の整備

近年では、H26から自動車税のクレジットカード納付、H28からMMK(マルチメディアキオスク)による納付を実施しているが、できるだけコストの少ない納付手段の普及を促進し、納税者の利便性を向上させることも重要。

# 法定外税・超過課税について①

- 県税として賦課徴収すべき税目や税率については、原則として地方税法及び県税条例に規定されている。
- 本県では、法定外目的税である産業廃棄物税を課税しているほか、地方税法で規定する標準税率を超えた税率で課税する超過課税については、個人・法人県民税均等割(みえ森と緑の県民税)及び法人県民税法人税割において実施しており、条例により課税自主権を拡大している。

(参考)法定外税の全国状況

<法定外目的税>

- 産業廃棄物税(三重県…2億円、他26団体)
- 宿泊税(東京都…13億円)
- 乗鞍環境保全税(岐阜県…1800万円)

<法定外普通税>

- 石油価格調整税(沖縄県…10億円)
- 核燃料税(福井県…61億円、他11団体)

※標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。

## 法定外税・超過課税について②

- 法人県民税法人税割の超過課税については、標準税率に0.8%を上乗せすることとしており、三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金及び三重県環境保全基金の財源の一部に充てられ、基金を通じて歳出事業を実施している。

(配分率の見直し)

- 平成26年度において、中小企業・小規模企業振興条例の制定なども踏まえ、中小企業振興基金への配分率を4%引き上げることとし、この引き上げ分は、これまでの活用実績や基金残高の状況などから、環境保全基金への配分率を4%引き下げることで対応している。

基金名	見直し前の配分率	見直し後の配分率
三重県福祉基金	35%	35%
三重県中小企業振興基金	30%	34%
三重県体育スポーツ振興基金	25%	25%
三重県環境保全基金	10%	6%

# 政策減税について

本県では、過疎・離島・半島地域における産業振興の目的で、課税免除・不均一課税を、身体障がい者の社会参画の目的で、自動車税等の減免を実施し、政策減税を実施している。

種別	目的	制度	適用実績(H26)	基準財政収入額への算入
課税免除 (100%免除)	過疎・離島地域における産業振興	新規に工場等を立地した場合に、法人事業税、個人事業税、不動産取得税を免除	◆過疎地域 約975万円 ◆離島地域 適用なし	無
不均一課税 (90%免除)	半島地域における産業振興	新規に工場等を立地した場合に、法人事業税、個人事業税、不動産取得税を一部免除	約5,170万円	無
減免 (100%免除)	身体障がい者の社会参画	障がい者の方が所有・使用する自動車の自動車税・自動車取得税を免除	約7億円	有

※課税免除とは、地方団体が公益上その他の事由により課税することが不相当とする場合に、独自の判断により、一定の範囲のものに課税しないこと。  
 ※不均一課税とは、特定の場合において、ある一定の範囲の納税者に限って、条例により一般の税率と異なる税率で課税すること。  
 ※減免とは、個々の納税義務者の個別的事情に着目して、一旦発生した納税義務を減免すること。  
 ※減収額が基準財政収入額から控除されることにより、普通交付税により補てんされることになる。



# 「三重県行財政改革取組」における取組概要と実績

取組項目	具体的取組	概要	実績(百万円単位)				
			H24	H25	H26	H27	
税収確保対策	個人住民税の徴収対策の推進	個人住民税の特別徴収について、平成26年5月に県内全市町が一斉に特別徴収義務者の指定の徹底を開始し、27年度も継続して実施。 特別徴収の割合は、平成21年度の取組開始時の66.0%から87.85%(全国2位)まで上昇。(※全国1位は山形県で87.94%)	260	270	550	590	
	市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討	三重地方税管理回収機構による滞納整理拡充事業(個人住民税をはじめとする少額滞納案件を大量に引き受け処理する仕組み)が平成27年4月から開始。	H27から導入のため実績なし			80	
	県民が納税しやすい環境の整備	自動車税について、平成26年度からクレジットカード納税を実施し、平成28年度からMMK(※)により一部スーパー等で納付が可能。 なお、当該取組は納税環境の充実であり、自動車税の税収が増える訳ではない。 【自動車税の収入実績】 H24:284億円⇒H27:275億円(H27はH28.3末時点) ※MMK(マルチメディアキオスク)・・・(株)しんきん情報サービスの代理収納サービス	H26から導入のため実績なし		300	510	
新たな財源確保	多様な財源の確保策の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年10月から公用車の広告掲載を実施。</li> <li>平成24年11月からオフセットクレジットを実施。</li> <li>平成24年度から封筒やバナー広告、自販機の設置促進(※)を順次実施。</li> <li>平成26年度からネーミングライツを実施。</li> </ul> ※実績については、行財政改革を策定した平成24年度以降新規に取り組んだものを抽出。	うち公用車	0.47	1.35	1.75	1.61
			うちオフセットクレジット	0.05	0.22	0.26	0.28
			うち封筒やバナー広告、自販機設置	0.07	0.17	32.02	15.70
			うちネーミングライツ	H26から導入のため実績なし			10
	新たな税の検討	平成26年度から「みえ森と緑の県民税」を導入し、税収を基金に積み立て、森林や里山整備、森林環境教育等の事業費に充当。	H26から導入のため実績なし		810	940	
	ふるさと納税の推進	平成24年12月からインターネットの利用を開始、平成27年8月から伊勢志摩サミットをふるさと納税の項目に追加。	3.85	2.42	3.21	33.70	
未利用の県有財産の積極的な売却	従来の入札に加え、インターネットオークションに積極的に取り組むことで売却を促進。	160	470	80	2		
合計			424	744	1,787	2,183	

## 歳入確保に向けた取組の方向性(たたき台)

- 県の施策については、税源の涵養につながるものか、という視点を取り入れて展開していくことが重要ではないか。
- 徴収率の向上に向けて、個人住民税の徴収対策をさらに強化する方策を検討してはどうか。また、納税者の利便性の向上を図るため、導入・運用にかかるコストにも留意しつつ、多様な納付手段の検討を進めるべきではないか。
- 法定外税、超過課税については、何らかの方策が考えられるとしても、他の手段、例えば、歳出抑制のための取組が徹底されているか県民に説明できることが大前提ではないか。
- 政策減税については、当該政策の必要性・妥当性について改めて点検し、見直しの余地がないかどうか、検証してはどうか。

# 【参考】普通交付税の仕組み

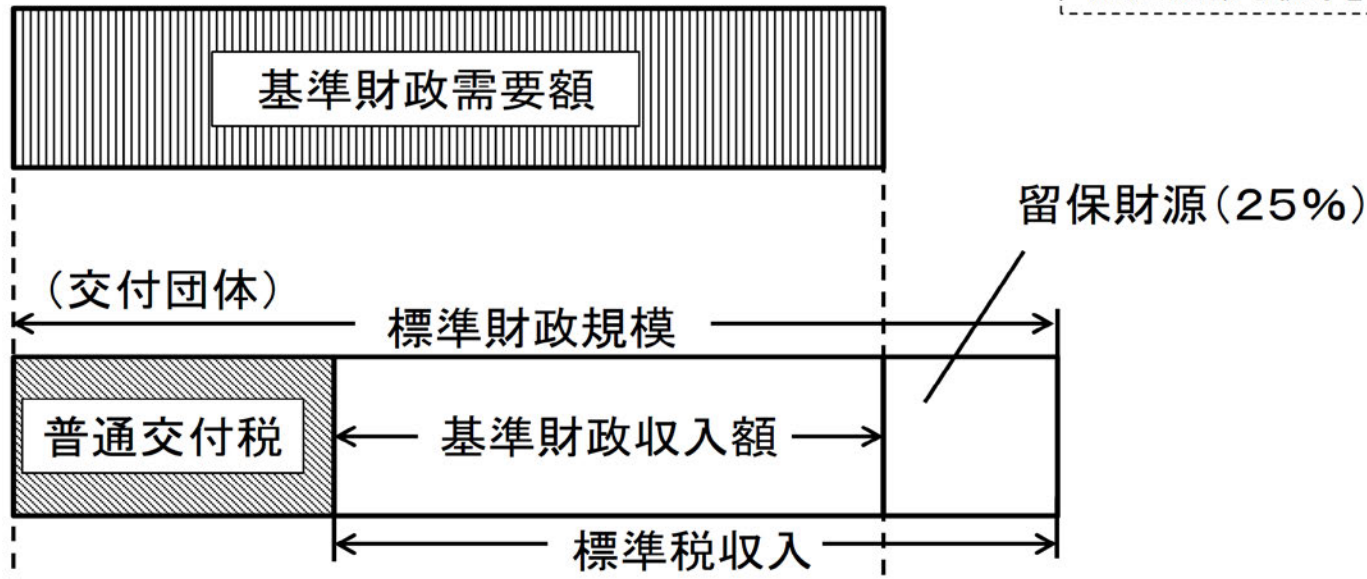
## 普通交付税の額の決定方法

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政収入額については、標準的な税収入の75%を算入している。

したがって、標準税収入が大きければ大きい程、普通交付税と標準税収入とを合わせた額(一般財源)が大きくなる。

(注) 地方譲与税等を省略した概念図



※「標準税収入」には、当該団体が独自に課税する「法定外税」、地方税に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」分の収入は算入されない。

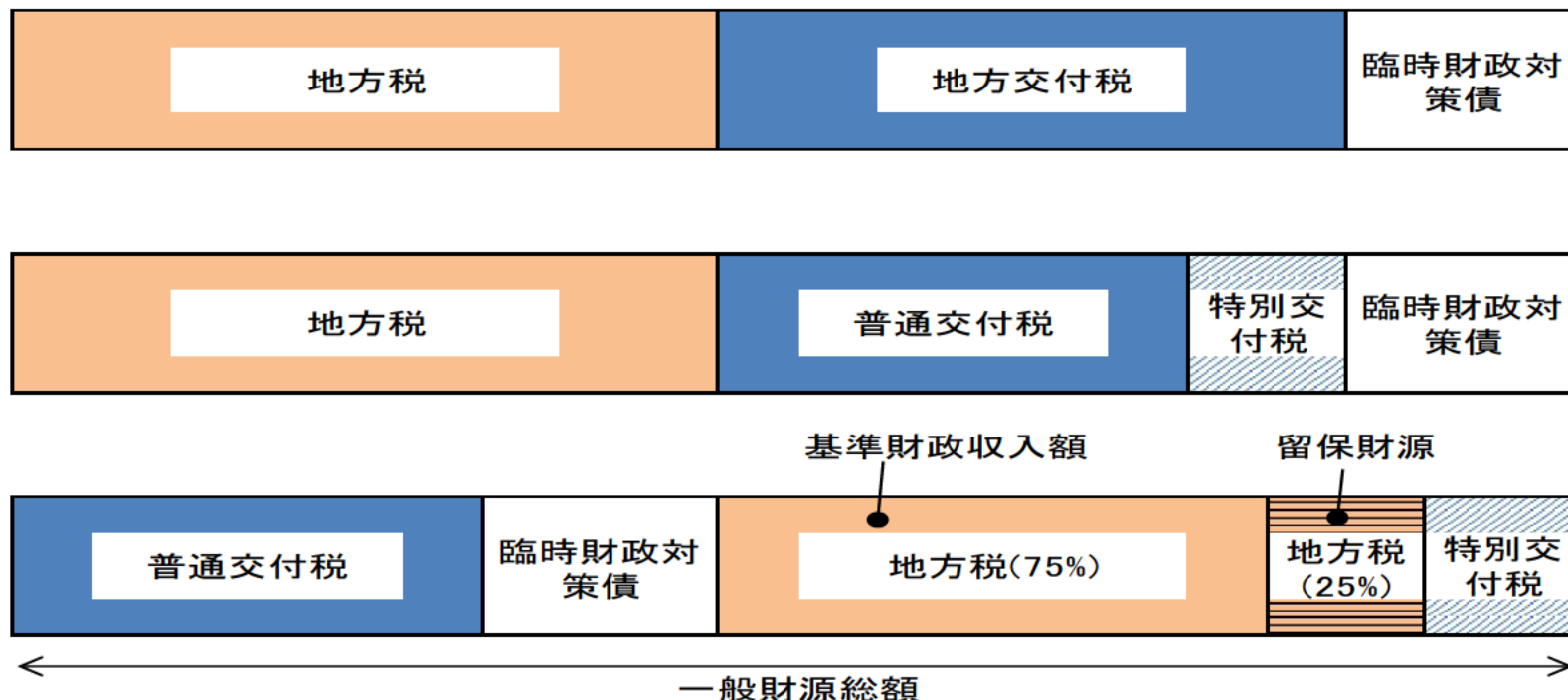
(総務省資料を基に財政課作成)

# 【参考】地方財政計画における一般財源総額

地方財政計画上の交付団体ベースでの一般財源の総額は、地方譲与税等を省略すると、地方税＋地方交付税＋臨時財政対策債である。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分けられ、また、地方税は、基準財政収入額(75%)と留保財源(25%)に分けられるので、一般財源総額は、普通交付税＋臨時財政対策債＋基準財政収入額(75%)＋留保財源(25%)＋特別交付税となる。

自治体の一般財源の内訳

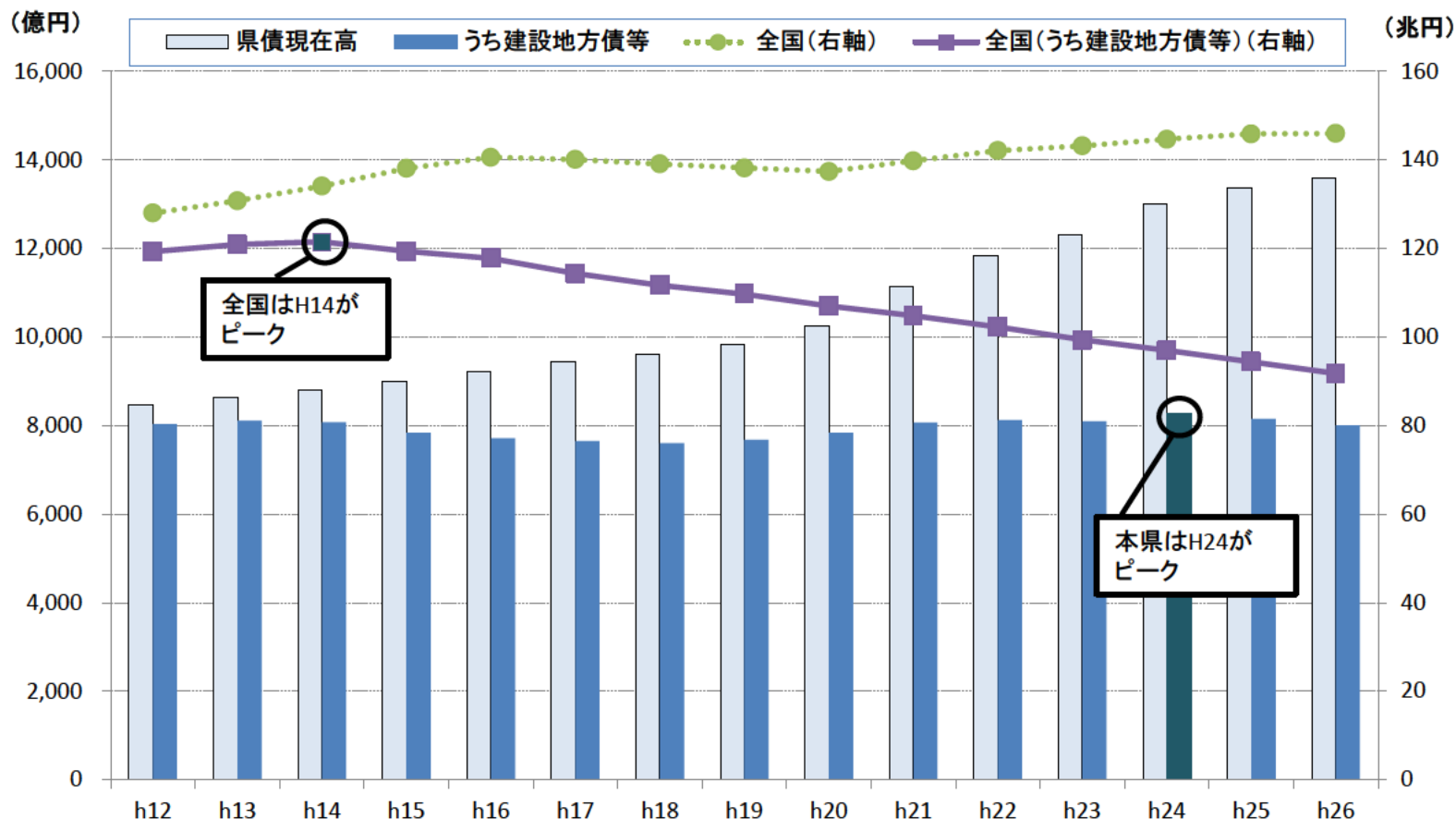


経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）では、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」となっている。  
一般財源総額が一定の下で、地方税が増加する場合は、地方交付税＋臨時財政対策債が減少することになる。

# (1) 公債費・投資的経費 ① 県債残高の推移

## 県債残高の推移

県債残高は、平成20年度に1兆円を超え、その後も、年々増加している。建設地方債等は、平成24年度をピークに減少に転じている。地方全体でみると、平成14年度以降、減少してきている。

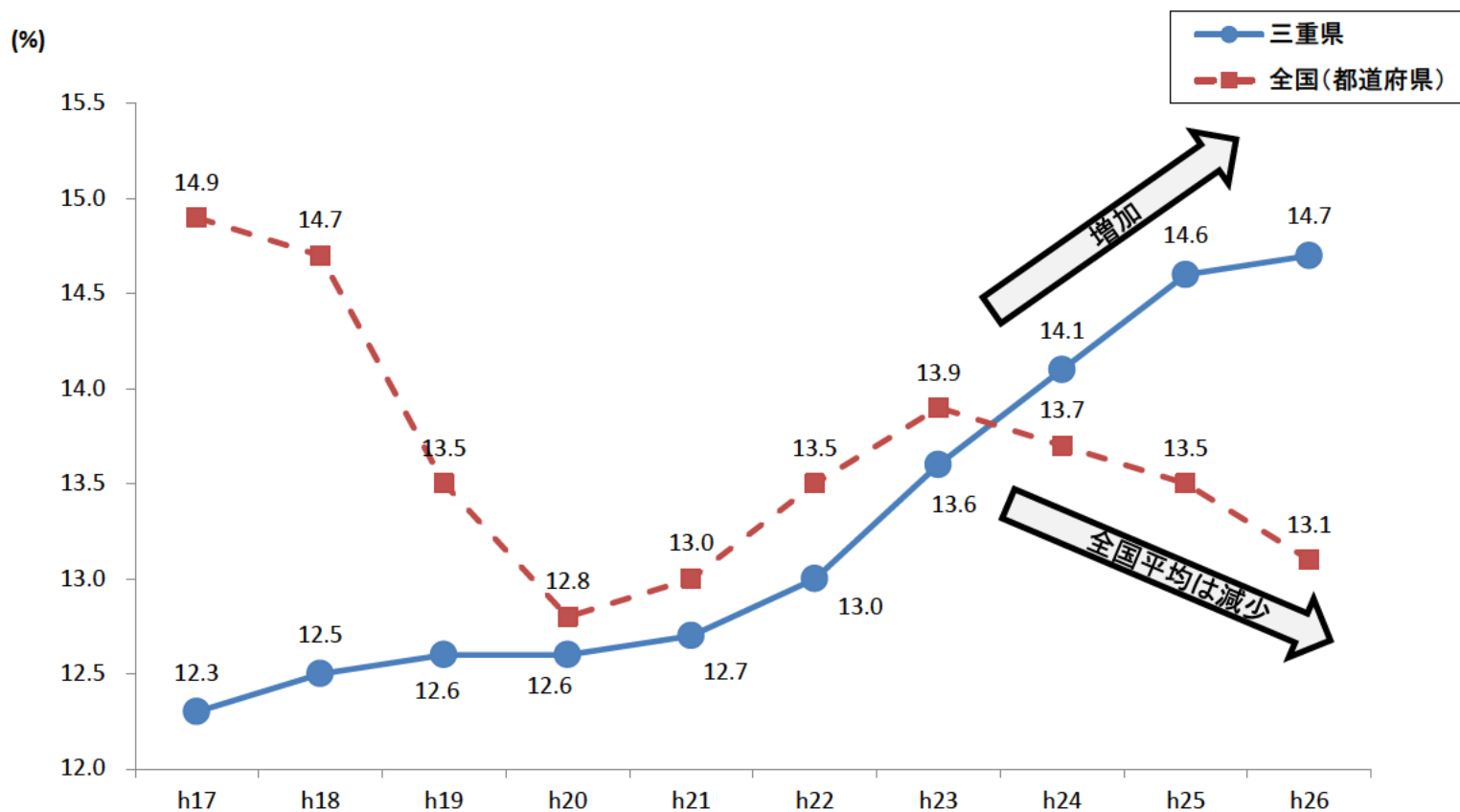


※建設地方債等とは、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等を除いたもの。

# (1) 公債費・投資的経費 ② 実質公債費比率の推移

## 実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、平成23年度までは全国平均を下回っていたが、平成24年度に全国平均を上回り、その後も増加している。



※実質公債費比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合。当該年度の公債費負担の大きさを示す指標である。

# (1) 公債費・投資的経費 ③ 投資的経費の状況

投資的経費の状況(H12～16年度平均とH22～26年度平均と比較)

投資的経費の大宗を占める土木費及び農林水産業費の普通建設事業費は、直近5年間(平成22～26年度)と平成12～16年度を比べた場合、全国平均より減少率が小さくなっている。

	H12～H16 平均	H22～H26 平均	増減率 (%)	全国平均 (%)	全国順位
普通建設 事業(土木 費)	1,099	694	▲36.9	▲43.0	37位
普通建設 事業(農林 水産業費)	462	247	▲46.5	▲51.3	37位

減少率が全国平均を下回る

(億円)

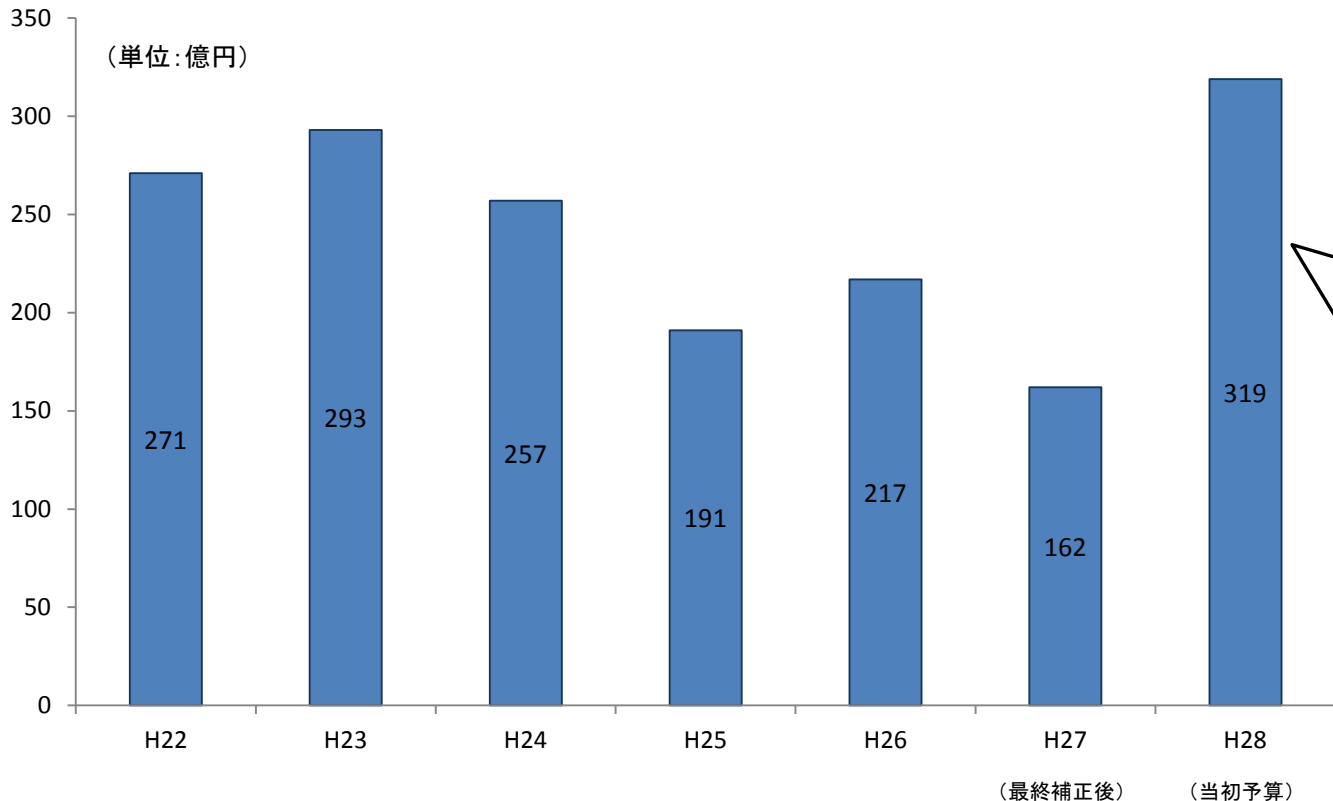
※全国順位は、増減率の大きいほうから順位付け。

※普通交付税の算定項目の一つである「地域の元気創造事業費」において、行革努力の指標として「地方債現在高削減率」が用いられているが、当該削減率は、全国数値がピーク時であった5年間(平成12年～16年度)の平均と直近5年間の平均により算定されており、この考え方を参考とした。(地方債現在高からは、臨時財政対策債、災害復旧事業債等は除外されている。)

# (1) 公債費・投資的経費 ④ 非公共事業の推移

投資的経費のうち非公共事業の推移(平成22年度→平成28年度)

非公共事業については、平成27年度にかけて、減少傾向にあったものの、平成28年度は大幅に増加している。  
(増加要因: 県立子ども心身発達医療センター及び併設特別支援学校、緊急防災・減災事業(防災ヘリ等) など)



県立子ども心身発達医療のセンターの本体工事は平成28年度で終了するものの、平成29年度においても、陸上競技場や松阪特別支援学校(仮称)、四日市北警察署などの建設工事があるため、高い水準が続く見込み。

※平成22年度から平成26年度までは決算ベースとし、平成27年度は最終補正後ベース、平成28年度は当初予算ベースとしている。

※非公共事業の事業費総額の算出にあたっては、普通建設事業費総額から、土木費及び農林水産業費を控除した残余を「非公共事業費」とみなすこととした。

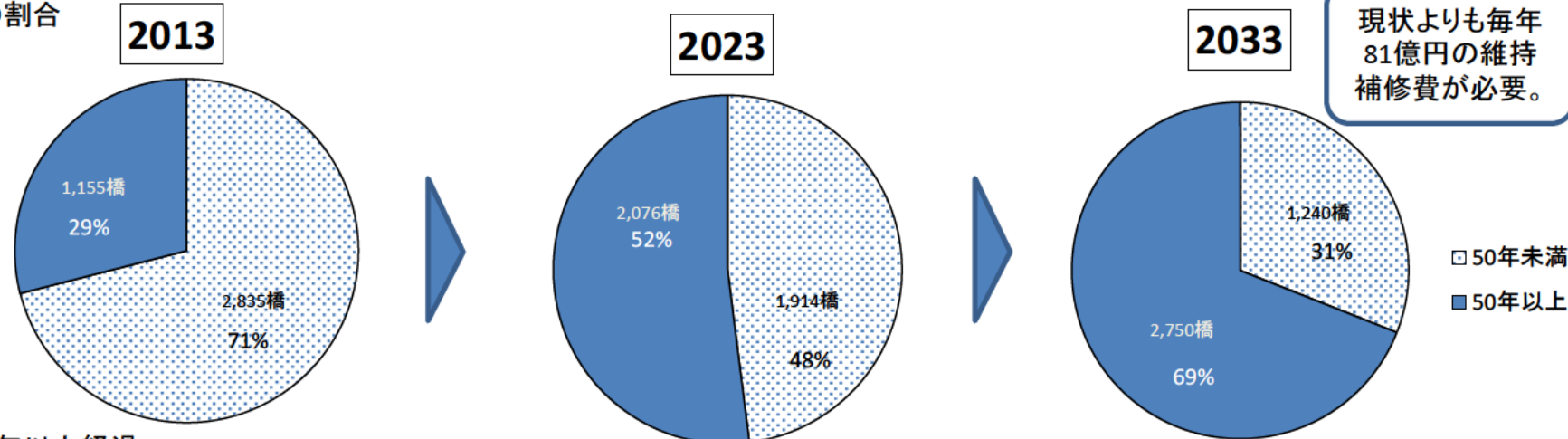


# (1) 公債費・投資的経費 ⑤ 維持補修費の増加

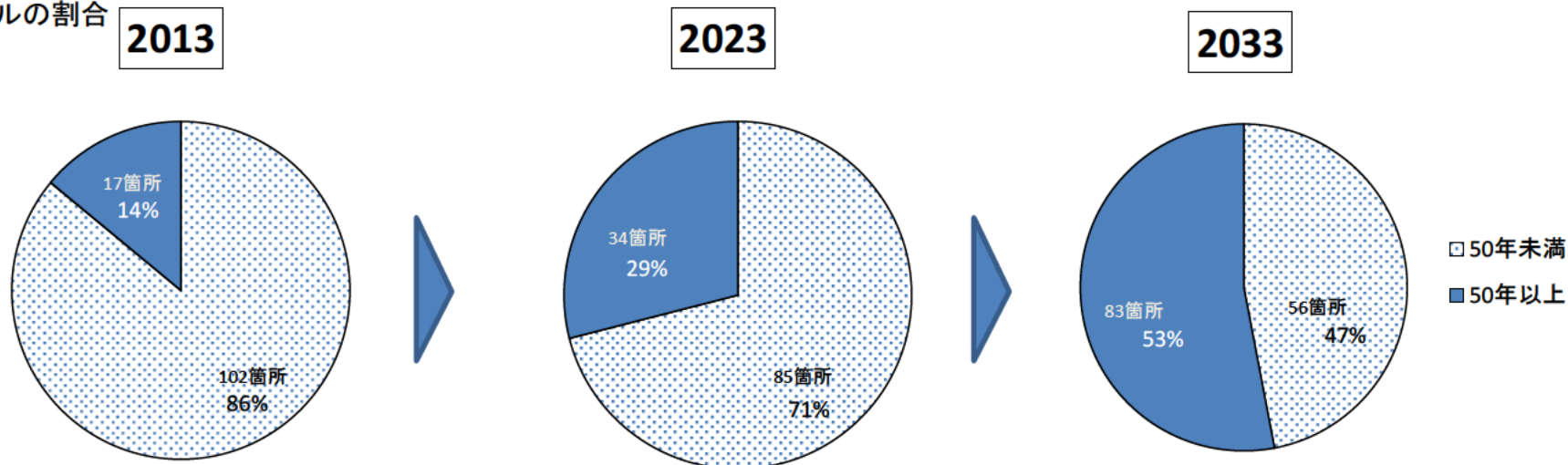
建設後50年以上経過する橋梁・トンネルの割合(2013年度→2033年度)「みえ公共施設等総合管理基本方針」

- ・高度経済成長期以降に集中整備されたインフラが建設後50年以上を経過し、今後はこれらの補修・更新経費の増大が見込まれる。
- ・本県の維持補修費は、H26決算で53億円。仮に、現状の施設規模を維持していくとすると、今後40年間、毎年81億円の経費が現状よりも増加すると試算されている。

建設後50年以上経過  
する橋梁の割合



建設後50年以上経過  
するトンネルの割合



# 財政健全化に向けた取組の方向性(たたき台)

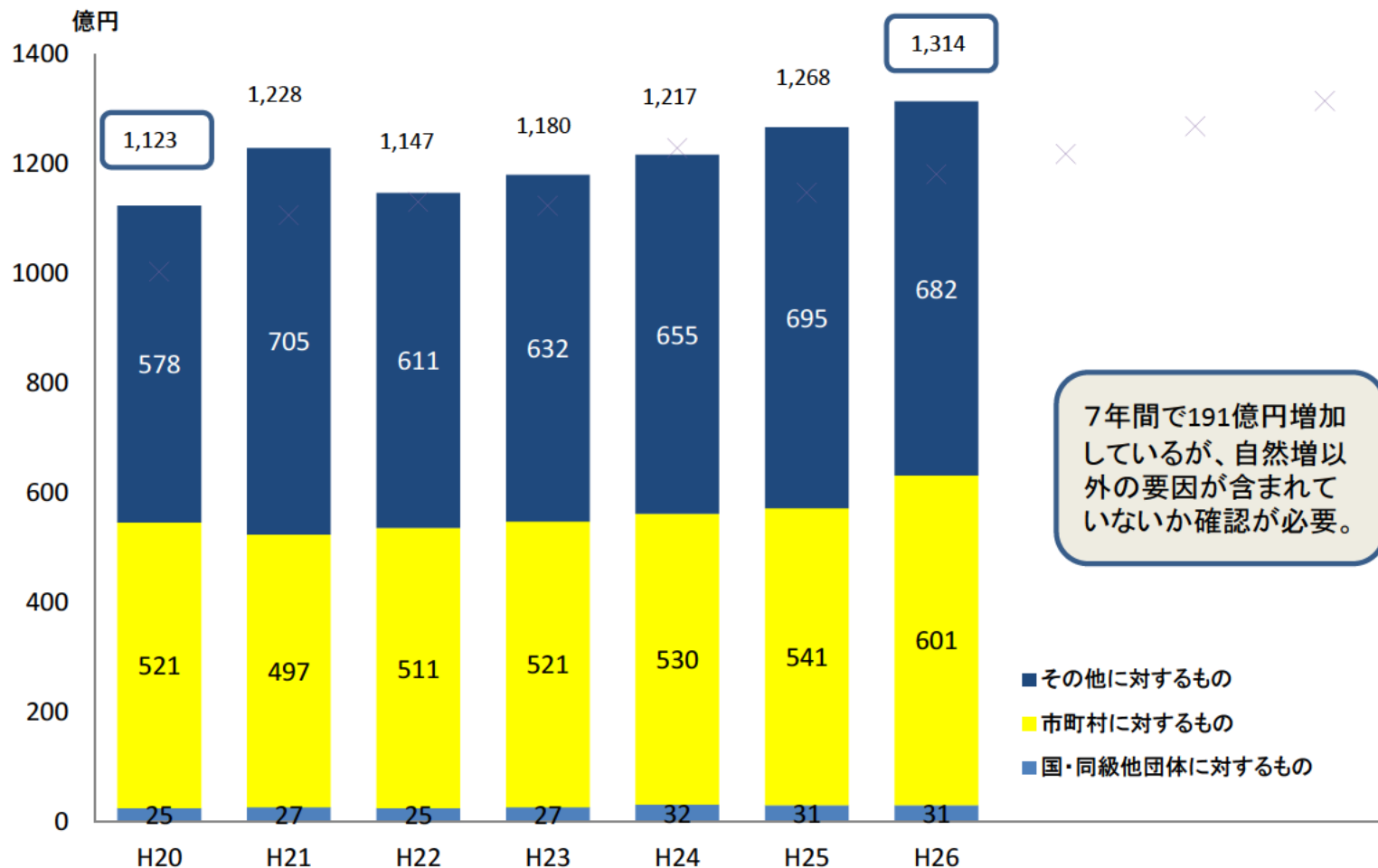
- 公債費が今後の県債の償還ピーク（H34頃）に向けて増加する見込みの中で、公債費負担をいかに減らしていくかが財政運営上の大きな課題。
- そのためには、県債発行そのものを抑制する必要がある、県債発行に直結する投資的経費については、公共事業、非公共事業のいずれも、財政状況が好転するまでの間、抑制せざるを得ないのではないかと。
- 施設の老朽化に伴い、補修・更新経費の増加が見込まれており、そうした分野に財源を振り向けざるを得ない。このため、既存インフラの長寿命化を図るとともに、今後の投資にあっては、厳しく優先度をつけ、真に必要なものに絞らざるを得ないのではないかと。
- 公債費負担の抑制策として、財政状況が好転するまでの間、償還期間を延ばすことで単年度の元金償還負担を圧縮することも検討する必要があるのではないかと。

### 3 県単補助金について

## 1 本県財政の現状 ①補助費等の推移

補助費等(一般財源等充当額)の推移 H20年度⇒H26年度

補助費等に充当した一般財源等の額は、増加傾向。ただし、一般財源等を充当した経費には、国補事業の地方負担分(いわゆる補助裏)と単独事業分があることに留意する必要。

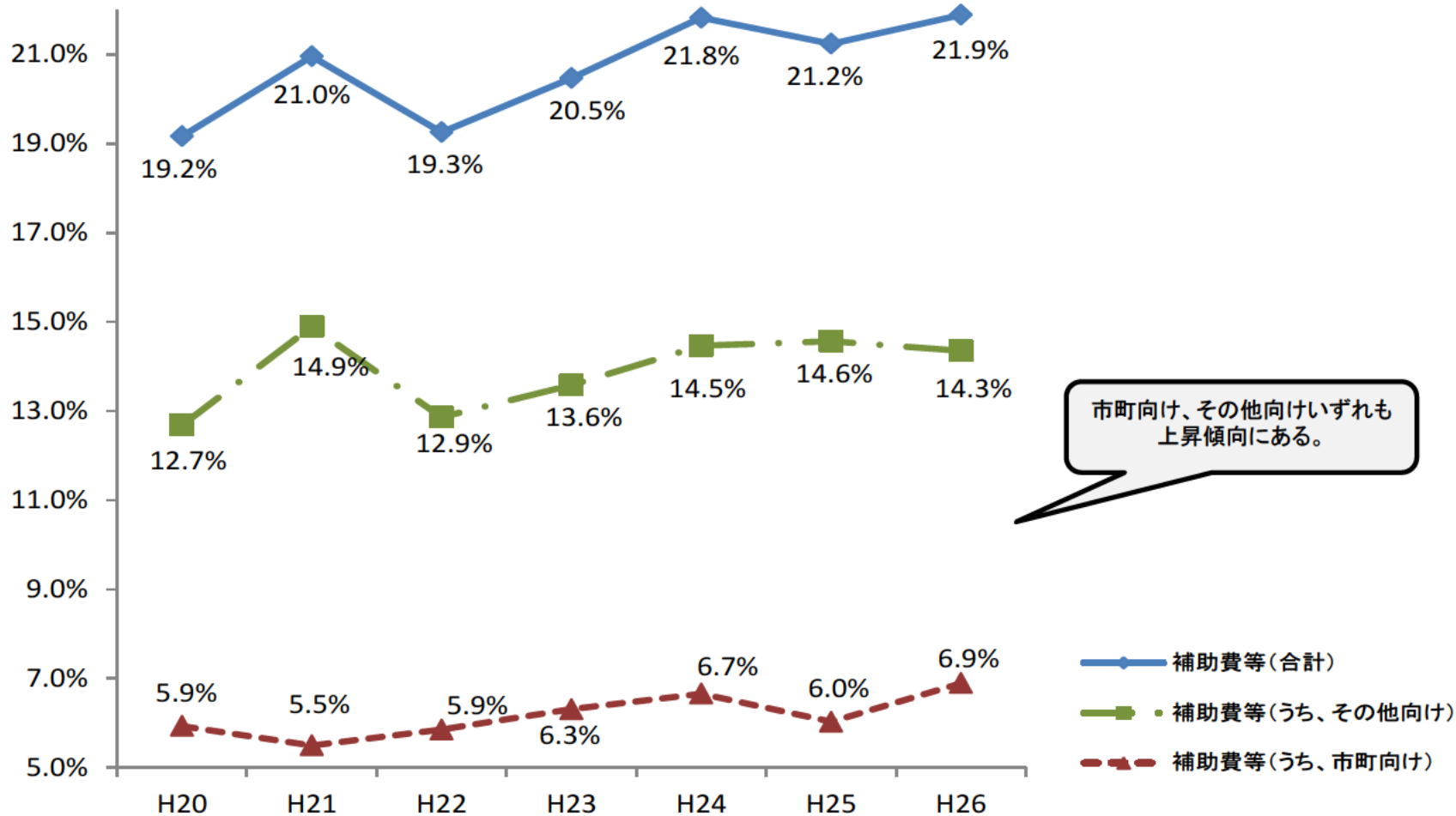


決算統計上、施設整備(ハード)に対する補助金は、投資的経費に分類されるため、上記には含まれていない。

# 1 本県財政の現状 ②一般財源に占める補助費等の推移

一般財源を充当した補助費(税込関連交付金を除く)／一般財源の割合の推移 H20年度⇒H26年度

一般財源を充当した補助費が一般財源に占める割合は、年々高まってきている。

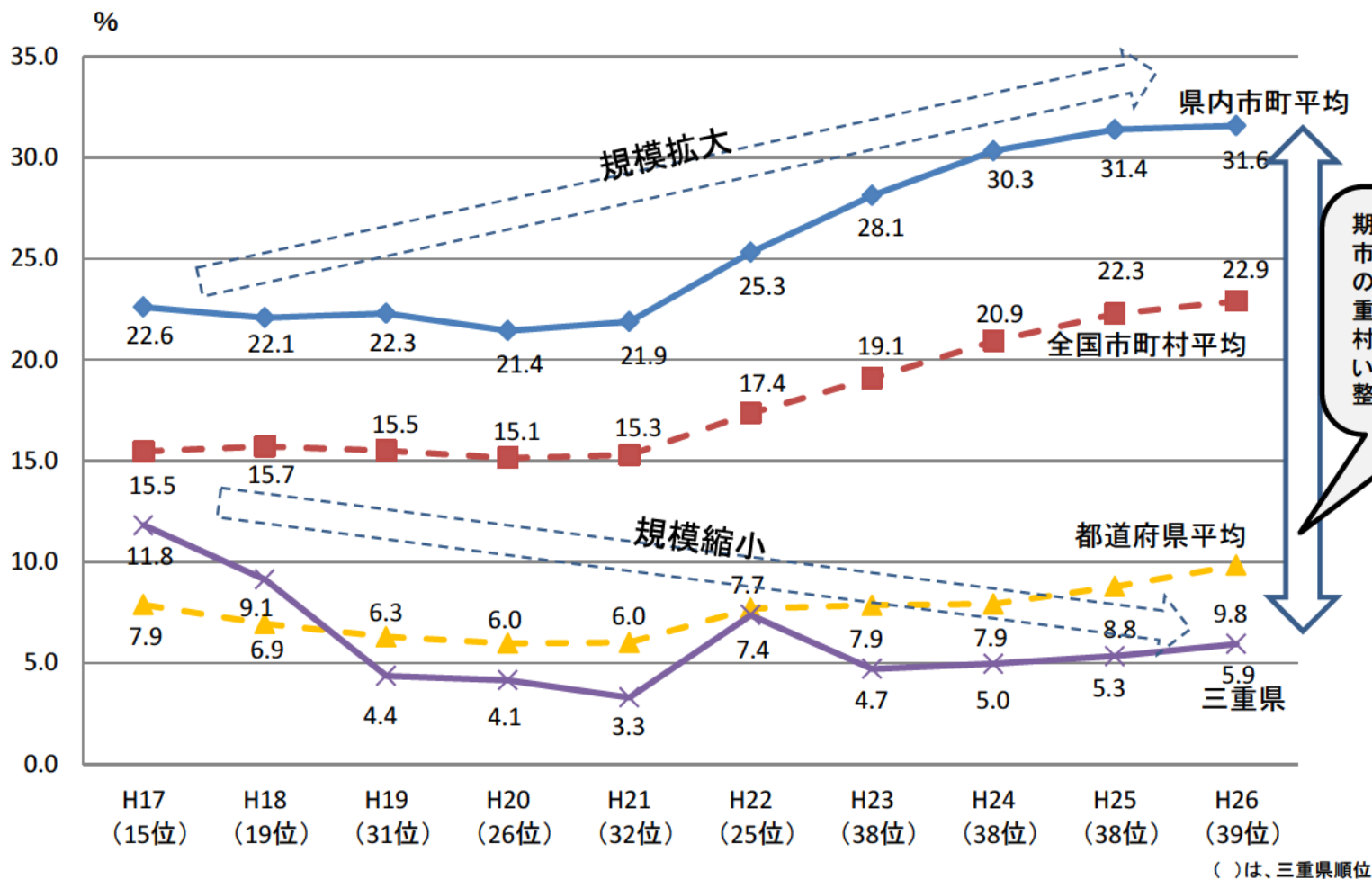


決算統計上、H20以降は後期高齢者医療費県負担金が、「市町向け」から「その他向け」に改められたことから、H20以降のみの比較を行った。

# 1 本県財政の現状 ③【参考】財調基金等の推移

(財政調整基金+減債基金)／標準財政規模の推移 H17年度⇒H26年度

本県の財政調整用の基金は、都道府県平均、県内市町平均のいずれも下回るとともに、直近では、全国でも低水準(第39位)となっている。



※財政調整用の基金として、財政調整基金と減債基金(満期一括償還に備えて積み立てたものは除く)とした。

## 2 県単補助金の現状と課題 ①直近の県単補助金の状況

平成28年度当初予算において、平成16年度当初予算編成時に実施した県単補助金の見直し対象としたものが、下記のとおり85億円(うち、一般財源54億円)程度ある。

(出典:財政課調査。以下、現時点での速報値であり、今後変動する可能性がある。)

	件数	事業費	うち、一般財源
高率補助金 ※補助率が1/2を超えるもの	115件	65億円	40億円
零細補助金 ※交付額が百万円未満	120件	3億円	2億円
国補に対する上乗せ 補助金	32件	11億円	8億円
交付税措置と重複している補助金	15件	6億円	4億円
終期設定のある補助金	37件	※全体の7.6%のみ	
県単補助金合計	487件	317億円	220億円

# (① 直近の県単補助金の状況 つづき)

【参考】 事業費が大きい補助金(上位20本) ※H28当初予算(H27.2月補正含む)

	部局	補助金名	事業費 (千円)	うち一般財源 (千円)	補助率	区分
1	環生	私立高等学校等振興補助金(高等学校(狭域通信制含む)、 中学校、小学校)	4,499,510	3,887,582	定額	協調・ 上乘せ
2	健福	子ども医療費補助金	2,224,357	2,224,357	1/2	県単
3	健福	障がい者医療費補助金	2,161,847	2,161,847	1/2	県単
4	健福	私立幼稚園振興等補助金	1,673,252	1,448,577	定額	協調
5	雇経	小規模事業支援費補助金	1,368,439	1,368,439	10/10 1/2	県単
6	健福	介護サービス施設・整備推進事業補助金	1,098,988	0	定額	県単
7	健福	軽費老人ホーム運営費補助金	986,333	986,333	10/10	県単
8	健福	介護サービス基盤整備補助金	921,700	700	定額	協調
9	地連	市町村振興事業基金交付金	921,596	0	10/10	県単
10	健福	保育所等整備事業補助金	848,920	0	1/2 (2/3)	協調
11	雇経	成長産業立地補助金	642,000	642,000	10/100 12/100	県単
12	健福	地域子ども・子育て支援事業費補助金(放課後児童対策事 業)	570,522	570,522	1/3	協調
13	雇経	運輸事業振興助成交付金	528,985	528,985	定額	県単
14	雇経	マザー工場型拠点立地補助金	518,950	518,950	15/100	県単
15	健福	特定不妊治療費助成金	518,025	259,013	1/2	協調
16	雇経	信用保証協会保証料軽減補助金	468,227	468,227	10/10	県単
17	健福	医師修学資金貸与制度	441,861	0	10/10	県単
18	健福	一人親家庭等医療費補助金	435,891	435,891	1/2	県単
19	教育	高等学校等修学奨学金	406,314	0	定額	県単
20	雇経	産業集積促進補助金	400,000	400,000	定額	県単

## 2 県単補助金の現状と課題 ②全国の単独補助金の状況

以下(1)～(3)まで、三重県財政課調べ

(1) 過去10年間で単独補助金の一斉見直しを行っている団体(毎年度実施含む)  
22団体(三重県含む)

(2) 一斉見直しの際の主な視点(22団体中)

高率 ※1	零細	市町に対する交付 税措置と重複	国補上乘 せ	市町の財 政力に応 じた補助 率設定	団体の繰 越・余剰 金の活用 による補 助削減	終期設定	同一団体 への複数 補助金統 合	他県の実 施状況や 補助水準 との均衡	長年交付 している 補助金の 検証
8	9	2	11	4	6	11	3	6	4

(3) 特徴的なもの

- ・公益性が高い活動に対する経費負担的な補助金であっても、補助事業者と役割分担の度合いに応じて補助率を見直し。
- ・同一団体に対する補助金について、手続きの合理化や重複助成の回避といった観点から見直し。
- ・事業効果を明確に立証できない補助金や、実績が著しく少ない補助金は原則廃止。
- ・他県の類似補助金に対し過大なものは、他県と同等水準まで縮減。
- ・(県単補助の必要性を精査するため)全国の実施率が1/2に満たないものは原則廃止。
- ・(県負担を最小化するため)地財措置があり、単価が明確なものはそれを補助単価に設定。
- ・補助金を評価する仕組み(成果指標の設定、検証)の徹底。
- ・市町に対して実態的に財政支援が主目的になっているものは見直し。
- ・各種協議会への負担金は、見直し期間中(3年間)は休止、又は期間中に10%以上減額。



## 2 県単補助金の現状と課題 ③県単独補助金のこれまでの見直し

(平成28年度当初予算調整方針)

県単独補助(負担)金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町の役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行うこととし、厳しい財政状況も踏まえ、補助制度創設時における意義が薄れたものや補助実績の低調なもの、少額補助金などについて、思い切った廃止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。

(平成15年12月 「県単補助金の見直し方針」)

### 1 平成16年度当初予算編成における見直し対象事業

#### ○市町村に対するもの

(1) 高率補助金(補助率1/2超など)

(2) 零細補助金(交付額1,000千円未満)

(3) 市町村に対する交付税措置と重複している補助金

当該補助金対象経費にかかる市町村への交付税措置が具体的かつ明確に規定されている事業に対する補助金

(4) 国庫補助事業に対する県単上乗せ補助金

①補助率の嵩上げ ②補助単価の嵩上げ ③補助対象基準の変更

(平成15年12月 「県単補助金の見直し方針」 つづき)

○各種団体にするもの

(1) 高率補助金

市町村に対するものに準ずる。

(2) 国庫補助事業に対する県単上乘せ補助金

市町村に対するものに準ずる。

(3) 県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

平成15年2月の包括外部監査からの指摘事業も含め、県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

2 新規補助事業の取扱いについて

(1) 新規補助事業の創設にあたっては、上記見直し方針と整合性を保つこととし、見直し対象事業に該当するような新規補助金の創設は行わないこととする。

(2) 新規補助事業の創設にあたっては、既存補助事業を廃止するなどスクラップ・アンドビルドを原則とするとともに、必ず終期設定を行ったうえで、新規補助制度を創設することとする。

### 3 財政健全化に向けた取組の方向性(たたき台)

(1)平成15年12月5日付け「県単補助金の見直し方針」を改めて徹底してはどうか。

#### ○見直し対象事業

- ・高率補助金(補助率1/2超など)
- ・零細補助金(交付額1,000千円未満)
- ・市町村に対する交付税措置と重複している補助金  
(対象に、地方創生交付金と重複している補助金を追加)
- ・国庫補助事業に対する県単上乗せ補助金
- ・県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

#### ○新規補助事業の創設の取り扱い

- ・新規創設時には、上記の方針と整合性を保つこと。
- ・新規創設時には、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、必ず終期を設定すること。

(2)そのうえで、新規の補助金については、当分の間、全体の事業費に対する最大の補助割合を3分の1としてはどうか。ただし、政策誘導を目的とする補助金で、早急にその効果をあげる必要があるものは、当初1年(最長2年)に限り、最大の補助割合を2分の1とすることができるとしてはどうか。

### 3 財政健全化に向けた取組の方向性(たたき台)

(3) 既存の補助金については、制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業(実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む)や、予算額に対して補助実績が低いものについては、思い切って廃止・縮小・統合を図ることとしてはどうか。

また、終期がないものについては、見直しを行ったうえで、当面必要と判断するものであっても、必ず終期(3年以内の間)を設定することとし、その期間内に見直しを行うこととしてはどうか。

(4) 事業規模の大きい県単補助金は、県財政に与える影響が少なくないことから、補助による効果、他の都道府県の状況や交付税措置の状況等を踏まえながら、予算編成の中でその見直しを検討することとしてはどうか。

(5) 市町よりも県の方が財政状況が厳しいことを踏まえると、当該補助金が、真に政策誘導につながっているかどうか厳しく精査する必要があるのではないか。

(6) 補助金が目指す効果は何かを明らかにするとともに、交付によりそれが実現できたか事後的に検証できるような仕組みを構築してはどうか。